

## 対話会で頂いた自己査定・償却・引当に関する取組事例等

昨年12月に公表した「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(案)においては、資産査定・償却・引当に関する別表を含め検査マニュアルを廃止することについてもパブリックコメントに付しております。

このため、パブリックコメント期間中、以下のような問題意識から、資産査定・償却・引当の実務に関して、どのような創意工夫が行われているのか、何か不都合が生じている点はないか、今後の改善にあたっての御意見などについて、預金取扱金融機関(銀行・信金・信組・労金)及びこれらの会計監査を行う監査法人との対話会を開催し、直接、意見交換を行いました。

- 検査マニュアル別表が、金融機関のビジネスモデルや顧客の特性に応じた改善の取組みを制約しているのではないか。
- 借り手の実態を把握し、将来の損失発生確率をよりの確に見通す努力を行うよりも、過去データや担保・保証等に着目した実務を続ける方が安心であるとの印象をもたらしているのではないか。
- 画一的な基準に基づく検査では、バブル時代の不良債権を事後的に処理することはできたが、これから発生しうる課題を見通し、対処することは出来ないのではないか。
- 当局として着目すべきなのは、金融機関の自己査定・償却・引当の態勢が、当該金融機関の業務や顧客の特性に基づいたものであって、会計基準に沿った適切な償却・引当が実現できるよう全体として適切に機能しているか否か、償却・引当の水準が全体として適切か否かなのではないか。

対話会で御紹介いただいた資産査定・償却・引当に関する主な取組事例や検討内容などは以下のとおりです。

今後、資産分類と償却・引当については、現状の実務を出発点に、今後の改善の道筋としてどのようなことが考えられるか、金融機関、公認会計士、有識者等をメンバーとする勉強会で検討を進め、その結果を分野別の「考え方と進め方」にとりまとめた上で、幅広い関係者との対話を更に行っていきたいと考えています。

したがって、以下の取組事例等は、あくまで主な対話の内容をまとめたものであり、当局として資産分離・償却・引当に関する新しい検査・監督の方向性を示すものではありません。

## ○ 貸出先の業種・規模・特性を考慮

### 〔リスクに応じたグルーピングと引当への反映〕

- 創業資金融資先や新たに取り組むリスクの高い先(ミドルリスク先)を他と区分して引当。(信金)
- 特定の産業に関して、下請け階層を区分して、階層毎のリスクに応じた引当を検討中。(信金)
- 過去の不良債権発生 の反省から、業種ごとに審査ノウハウを蓄積してきている。直接的には引当に結びつかないが、時代の経過(規制環境の変化を含む)とともに業種ごとの収益の源泉が変化している。企業のリスクを評価する際の着眼点も、時代とともに変化すると認識。(信金)
- 用途に応じて不動産の資産価値が変わる一定の業種については、他と区分して引当。(信金)
- 業種等によりグルーピングを細分化すると、標本数が減少し、引当金の妥当な見積りが難しくなる。債務者の特性に合わせたグルーピングの細分化と標本数の確保とのバランスが重要。(銀行)

### 〔従来の債務者区分に必ずしも基づかない引当の計算〕

- 一部の収益不動産向けの融資については、LTVとDSCR(※)の計数でマトリックスを組み、みなし債務者区分のようにして引当の算定を行うことを検討中。(信金)
  - ※ Debt Service Coverage Ratio ; 企業の元利金支払能力を示す指標のひとつ。
$$\text{元利金支払前のキャッシュフロー} \div \text{元利金支払予定額}$$
- 現在の低金利環境下において、保証会社に保証料を支払うことが収益を確保する上で大きな足かせになっているため、保証会社を付けないプロパー住宅ローンの取扱いを開始。このようなプロパー住宅ローンについては、グルーピングし、保全不足額に倒産確率を乗じて引当を算定。保証会社付住宅ローンについては、3か月延滞でも6か月延滞でも代位弁済率に大きな差はないため、要注意先や破綻懸念先といった区分は引当の算定上あまり意味がない。(信金)
- 住宅ローンなどの定型商品については、ポートフォリオで見るという考え方も合理的である。当組合の活動地域では地元のつながりが強く、家族の協力があればほとんどデフォルトに至ることはない。(信組)
- 住宅ローンに関して、デフォルト率や損失額がエリアによって有意に異なるというデータは無いため、エリア分けした引当は行っていない。ただし、県外居住者へのカードローンはデフォルト率が高い等のデータもあるため、取組みとしては考えられる。(銀行)

## ○ 金融機関の業務・方針を考慮

### 〔適切な期中管理プロセスの反映〕

- 同一債務者区分であっても、融資先の業績が悪化した場合には売却する債権の損失率は、期中管理を行い適切なサポートを実施する債権の損失率より高く、その取扱いは有意に変えるべき。このように支援態勢を含めた期中管理プロセス自体を評価した引当ができないか。(信金)

### 〔再生支援や廃業支援への対応方針の反映〕

- 抜本的な再生支援を行うにあたり、見込まれる損失額(債権放棄予定額等)を引当に反映した上で、再生支援を行う。経験上、引当を積んだ方が再生の協議等は早くなる。昔は不良債権処理のための引当という認識であったが、再生支援をして企業を生きかすための引当というように考え方を改めた。(信金)
- 廃業支援先を他と区分し、廃業支援を前提とした引当方法の採用を検討したが、恣意的に廃業支援先を選ぶ可能性があるといった課題が存在し、断念。(銀行)

### 〔回収方針の反映〕

- 担保の処分可能見込額の算出における掛目を、任意売却、競売、バルクセール等における過去実績を勘案し、見直し。(銀行、信金)
- 不動産担保付の債権をバルクセールした場合には、処分可能見込額として評価していた額(Ⅱ分類額)よりもさらに低い価格で売却せざるを得ない傾向にある。このような方針であれば、バルクセールを前提とした適切な掛け目を用いて破綻懸念先のⅡ分類についても引当を行うという考え方もあり得るのではないか。(信組)

## ○ 事業キャッシュフローを反映した引当

### 〔事業キャッシュフローを勘案した債務者区分〕

- 貸出先の実態バランスよりも、キャッシュフローの状況を重視して債務者区分を行うように自己査定基準を変更した。(信金)

### 〔大口先に対する引当方法の工夫〕

- 大口の正常先について、破綻した場合に当金庫に与える影響が大きいことから、個別に評価することで引当をしっかりと積むといった考え方を検討中。(信金)
- 大口与信先について、その他要注意先であっても相対的に信用リスクが高い先については、DCF法によって貸倒引当金を算出している。(銀行)

### 〔簡便な事業キャッシュフローの評価方法〕

- キャッシュフローを評価する手法としてDCF法があるが、将来キャッシュフローの見積り等、1件1件の評価に事務負担が大きいいため、よりよい方法がないか。(複数)
- 破綻懸念先に長期にとどまっている先について、清算バランスを考慮した債務超過額に当金庫からの融資シェアを乗じた額をベースに、事業継続可能性に関する複数の定性情報(後継者の有無、経営者の情報など)を加味してスコアリングを行い、その点数に応じて回収不能額を見積り、引当を行う。(信金)

### 〔短期継続融資関連〕

- 現在の検査マニュアルでは、正常運転資金(短期継続融資)の計算方法が形式的であるため、貸出先にとって必要な運転資金の融資であっても、正常運転資金の範囲を超えて貸出条件緩和債権となってしまうものがあるため何とかしてほしい。正常運転資金の考え方を工夫するのか、個々の事情で要管理債権に当たらないとするのか。(銀行)

### ○ 特別なリスクがある債務者を切り出し、将来の見通しを反映

- リーマンショック時に、メーカーの下請け階層ごとの減収見込みに応じて債務者区分を下げるなど、機動的に引当を実施。(信金)
- 貸出ポートフォリオに占める割合が相対的に高く、しかも景気による収益変動が大きい産業は、他と区分。リスクが高い先については、収益の変動を先々のキャッシュフローに織り込んだ上で債務者を区分し引当を実施。(銀行)
- 破綻懸念先について産業別に調べた場合、特定の産業は実際の損失率が他の業種より高い傾向にあるため、大口先で要償還債務返済年数が超長期の先は、他と区分して、簡易キャッシュフロー見積法で引当額を算出。(銀行)
- 高齢の代表者が増え、企業の後継者がいないと廃業するという問題が生じるため、仮に現在は正常先であったとしても、他と区分して引当に反映できないか。(信金)
- 過去の毀損実績は少ないものの、今後、人口の大幅な減少が見込まれる地域は、空室率の増加等による貸出条件を変更する債権の増加が見込まれるため、予測値による引当をセグメント全体で積めないか検討中。(銀行)

## ○ 引当率の調整による見積り

- 破綻懸念先の引当率を算出する際に長期の貸倒実績率の平均と3算定期間の貸倒実績率の平均を比較して高い方の実績率を採用。(複数)
- リーマンショック直後、要注意先の貸倒実績が急激に上昇したため、直近期に2倍のウエイトを置いて引当率を算定。(銀行)
- 一定期間以上破綻懸念先に留まり、翌期にランクアップする見込みがない場合、過去の実績値を踏まえⅢ分類額に対する予想損失率を100%とすることを可能としている。(銀行)
- 貸倒実績率の低下を背景に、引当率に下限値(フロアー)を設定。他方、下限値の設定を検討したが、設定根拠の不足等から、断念した金融機関もあった。(複数)

## ○ 償却・引当の額の全体としての十分性の検証方法

- 引当と実績を比較したバックテストにより、引当額が貸倒実績額(毀損額)を上回っているのか否かを確認することで、引当額の全体の十分性を検証。(複数)
- 引当とEL(期待損失)とを比較することで、引当額の全体の水準感に違和感がないか確認。(銀行、信金)
- 貸倒引当金の率については、倒産確率(件数ベース)と貸倒実績率(金額ベース)との比較で検証している。額については、見積りと実績額とを比較することで、水準の十分性を検証している。(銀行)

## ○ 償却・引当の額の全体としての十分性を確保するための取組み

- 過去実績による償却・引当の水準は低すぎて経営の実感にあっていないが、改善方法に苦慮している。(複数)

### 〔損失見込期間の延長〕

- 実抜計画を作成している等によりランクアップした場合、その他要注意先の下位区分に含めており、業況改善の見極め等の観点から、損失見込期間を1年間から3年間に延長して引当。(銀行)
- 経営改善計画の策定により要注意先にランクアップされる先であっても、当金庫が非メインで融資シェアが低い先は、債務者実態の把握が難しい場合もあるため、破綻懸念先に残したままで経営改善計画の実行状況を確認しつつ、DCF法で引当の見積期間を5年や10年に伸ばす取組みを検討中。(信金)

#### 〔DCF法による引当〕

- 破綻懸念先について、未保全額が一定額以上ある先については、DCF法により未保全額のうち多くを引当金として積んでいる。(複数)

#### 〔経営改善計画の実現可能性の検証〕

- 中小零細企業については、実効的な支援を行っているかどうかが重要であるため、経営改善計画がなくとも実効的な支援を行うプロセス自体を評価してランクアップさせることができないか。他方で、当金庫では、実質を重視して、ランクアップをするには、経営改善計画の策定だけでなく、一定の期間で業況が改善していること、業況が改善した状態が今後も継続することが予想されること等を、内部で要件として規定している。(信金)
- 貸出条件緩和債権の卒業基準となっている実抜計画について、以前は形式的に計画を作成したものについてランクアップさせる等の運用もなされていたが、最近では計画の達成状況等計画の実現可能性を実質的に評価することに重きを置いている。(信金)
- 引当のフロアルールを設けていることから、一定の引当を積むことになり、ニューマネーを出す融資先数は限られてしまうが、形式的な経営改善計画で無理にランクアップさせるよりは、むしろ破綻懸念先のままにしておいて、引当を積みながらでも、支援していきたいと考えている。(信金)

以上